

今治市環境報告書

～令和2年度 今治市の環境の現況～

今治市

1 はじめに	3
2 大気の現況	3
表－1 大気常時測定局における二酸化硫黄測定結果	3
表－2 デポジットゲージ法による降下ばいじん測定結果	5
表－3 酸性雨測定結果	6
3 水質の現況	7
1) 公用用水域の監視・測定	7
2) 規制対象事業場	7
表－4 海水浴場水質測定結果	8
表－5 公用用水域水質測定結果	9
表－6 水質汚濁防止法等に基づく規制対象事業場数	15
4 騒音の現況	15
表－7 騒音規制法に基づく規制対象事業場	16
表－8 自動車交通騒音測定結果	16
5 振動の現況	17
表－9 振動規制法に基づく規制対象事業場	18
6 悪臭の現況	18
7 公害苦情	18
表－10 公害苦情処理件数	18
表－11 用途地域別公害苦情処理件数	19
8 公害及び環境対策	20
1) 公害発生源への行政指導等	20
2) 環境保全の啓発等	20
3) こどもたちのための環境学習等	20
4) 住宅用新エネルギー等関連設備設置費補助金制度	20
9 おわりに	20

1 はじめに

今治市は、愛媛県の北東部に位置し、瀬戸内海のほぼ中央部に突出した高縄半島の東半分を占める陸地部と、芸予諸島の南半分の島嶼部からなり、緑豊かな山間地域を背景に、中心市街地の位置する平野部から世界有数の多島美を誇る青い海原まで、変化に富んだ地勢となっています。瀬戸内海の風光明媚な景観と、大山祇神社や村上海賊の海城址などの歴史遺産を誇る観光都市として、また、造船・海運都市としても将来が期待されています。繊維産業も盛んで、特にタオルの生産は、全国生産高の約5割のシェアを誇ります。全国的な競争力をもつ食品、電気、石油などの企業、大島石の石材加工、伝統産業として桜井漆器や菊間瓦があります。穏やかな気候に緑豊かな山と美しい瀬戸内海という自然環境を生かして柑橘類、木材などの農林業や、天然、養殖とともに漁業も盛んに行われています。私たちには、このように多種多様な産業、自然を誇る今治市のこれから環境を守っていくという大きな使命があります。

2 大気の現況

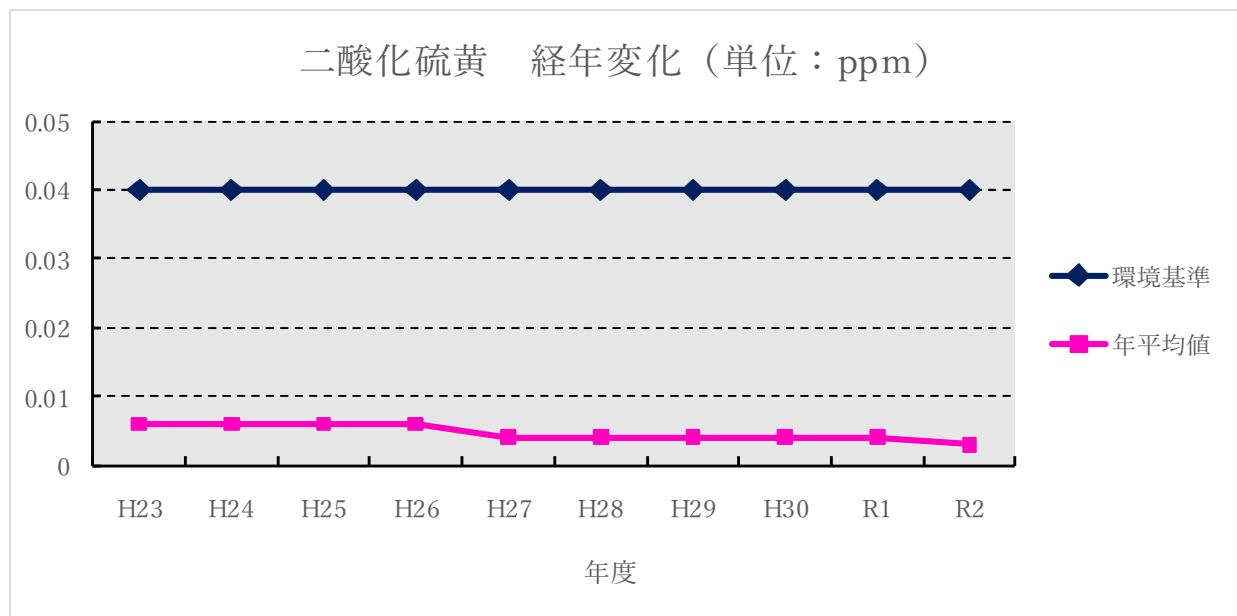
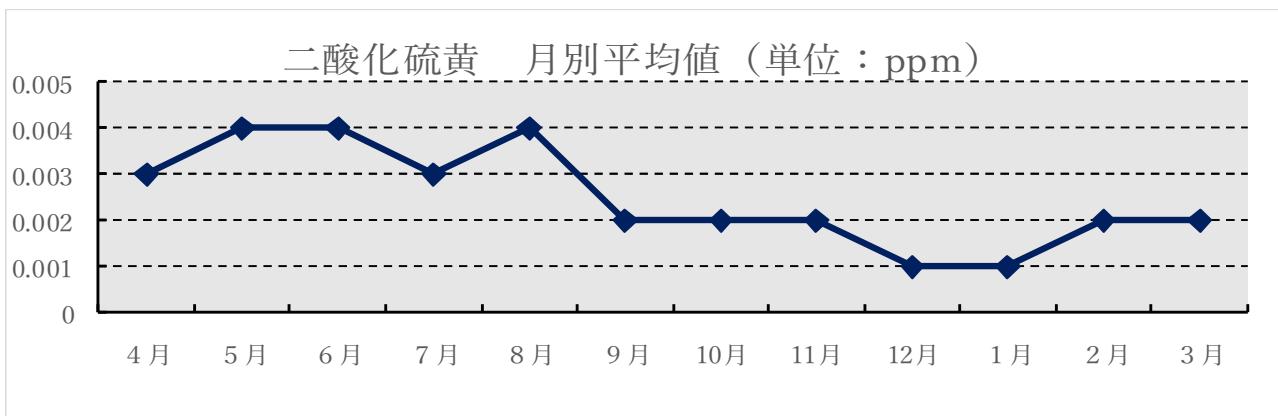
今治市には、大気の著しい汚染状況はほとんど見られませんが、事業場等から排出される硫黄酸化物やばいじん等による汚染を監視していく必要があります。

二酸化硫黄（表-1）は、常盤小学校の大気測定局で自動測定することにより環境基準の達成状況を常時監視しています。ばいじんは、市内2地点で降下ばいじん量（表-2）を測定しています。また、酸性雨（表-3）は、昭和62年から常盤小学校において調査測定をしています。

表-1 大気常時測定局における二酸化硫黄測定結果

（測定地点：常盤小学校）

測定値 月	月平均値	1時間値の最高値
		(単位: pp m)
4	0.003	0.011
5	0.004	0.014
6	0.004	0.014
7	0.003	0.009
8	0.004	0.014
9	0.002	0.009
10	0.002	0.006
11	0.002	0.009
12	0.001	0.009
1	0.001	0.022
2	0.002	0.007
3	0.002	0.008
年平均値/最高値	0.003	0.022
環境基準	0.04 以下	0.1 以下

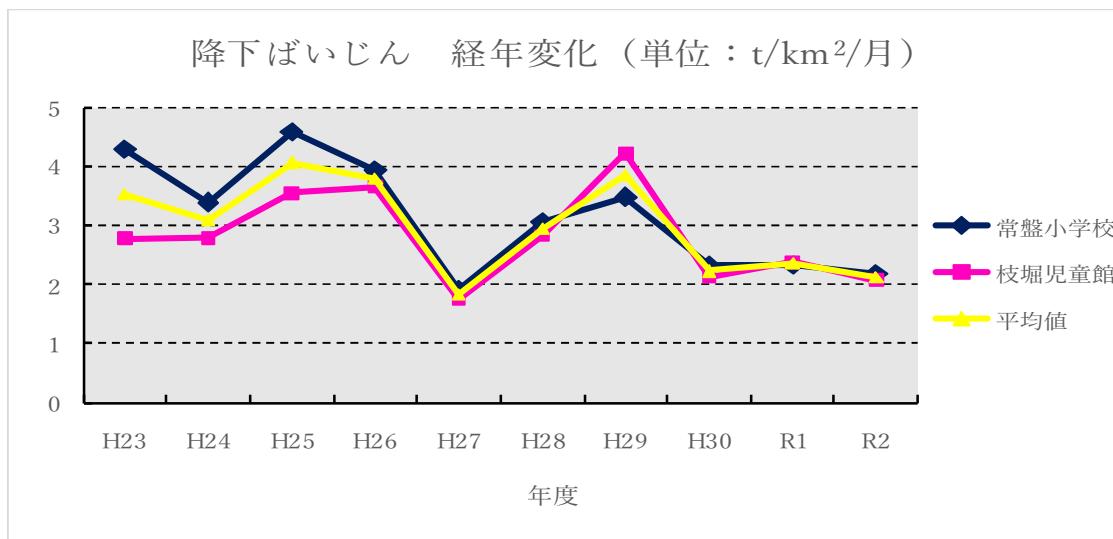
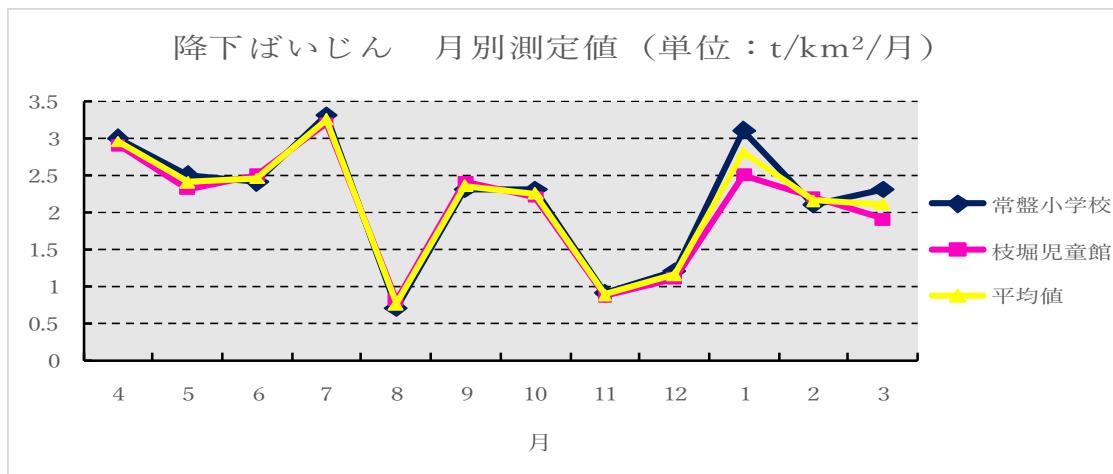


大気汚染（二酸化硫黄）に関する環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件	設 定 年 月
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	昭和44年2月 (昭和48年5月改定)

表-2 デポジットゲージ法による降下ばいじん測定結果

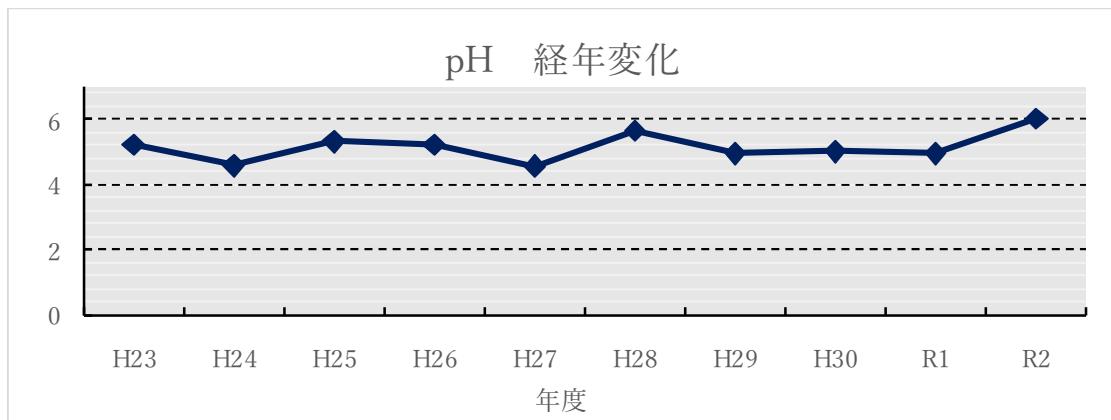
測定地点 月	常盤小学校	枝堀児童館	平均値
	(単位: トン/km ² /月)		
4	3.0	2.9	2.95
5	2.5	2.3	2.4
6	2.4	2.5	2.45
7	3.3	3.2	3.25
8	0.7	0.81	0.755
9	2.3	2.4	2.35
10	2.3	2.2	2.25
11	0.9	0.86	0.88
12	1.2	1.1	1.15
1	3.1	2.5	2.8
2	2.1	2.2	2.15
3	2.3	1.9	2.1
平均値	2.18	2.07	2.12

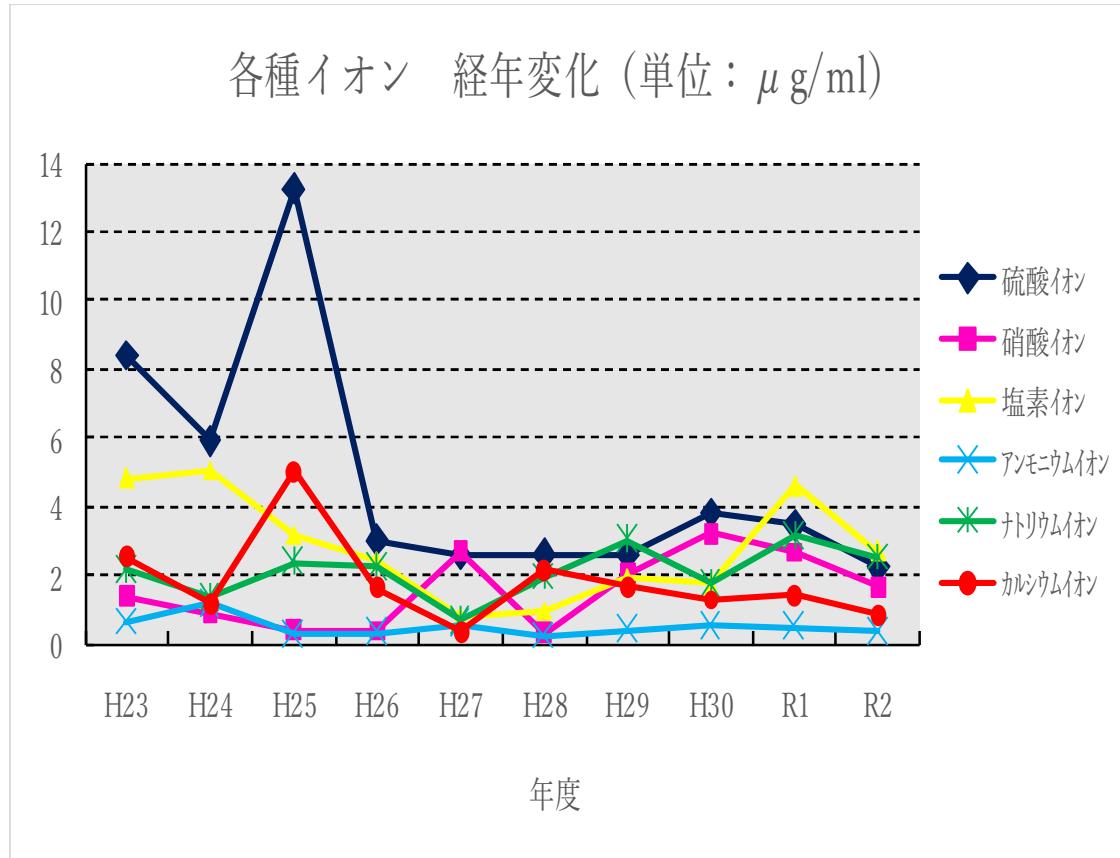


表一3 酸性雨測定結果

(測定地点：常盤小学校内)

測定回 測定項目	1回目 4/20	2回目 6/15	3回目 9/14	4回目 10/12	5回目 1/25	6回目 2/26	平均
pH	5.2	7.7	6.1	6.9	4.7	5.6	6.03
導電率 ($\mu\text{S}/\text{cm}$)	20	9.2	13	51	25	18	22.7
硫酸イオン ($\mu\text{g}/\text{ml}$)	2.7	1.4	1.3	3.4	3.0	1.5	2.22
硝酸イオン ($\mu\text{g}/\text{ml}$)	2.6	1.0	0.88	1.7	2.3	1.4	1.65
塩素イオン ($\mu\text{g}/\text{ml}$)	1.5	0.56	1.1	10.0	1.2	1.8	2.69
アンモニウムイオン ($\mu\text{g}/\text{ml}$)	0.45	0.2	0.22	0.29	0.58	0.33	0.35
ナトリウムイオン ($\mu\text{g}/\text{ml}$)	2.4	0.63	1.0	8.6	0.8	1.6	2.50
カルシウムイオン ($\mu\text{g}/\text{ml}$)	1.5	0.55	0.39	1.1	0.83	0.7	0.85





3 水質の現況

1) 公共用水域の監視・測定

海水浴シーズン前・中には、市内13箇所（市が5箇所、県が8箇所）の海水浴場の水質（表-4）を調査しています。

公共用水域では、二級河川の蒼社川並びに燧灘北西部に環境基準の類型が指定され、愛媛県が環境基準監視調査を実施しています。今治市では、公共用水域の環境基準点を補足するために、中小河川等の水質調査（市内20箇所）を実施しています。（表-5）

2) 規制対象事業場

水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び愛媛県公害防止条例に基づく規制対象事業場（表-6）に対しては、愛媛県が指導監督を行っています。

表－4 海水浴場水質測定結果

海水浴場名	シーズン前	調査日	シーズン中	調査日	調査機関
桜井海浜ふれあい広場	適 水質AA	6月8日	適 水質AA	7月21日	今治市
織田ヶ浜海水浴場	適 水質AA	6月8日	適 水質AA	7月21日	今治市
七五三ヶ浦海水浴場	適 水質AA	6月8日	適 水質AA	7月21日	今治市
鴨池海岸海水浴場	適 水質AA	6月8日	適 水質AA	7月21日	今治市
星の浦海浜公園	適 水質AA	6月8日	適 水質AA	7月21日	今治市
休暇村瀬戸内東予	適 水質 A	4月14, 15日	可 水質 B	7月20, 21日	愛媛県
志々満ヶ原海水浴場	適 水質AA	4月14日	可 水質 B	7月21日	愛媛県
唐子浜海水浴場	適 水質AA	4月14日	可 水質 B	7月21日	愛媛県
大角海浜海水浴場（波方町）	適 水質AA	4月15日	適 水質AA	7月20日	愛媛県
伯方ビーチ海水浴場	適 水質 A	4月15日	適 水質AA	7月20日	愛媛県
沖浦ビーチ海水浴場（伯方町）	適 水質AA	4月14日	可 水質 B	7月21日	愛媛県
台海水浴場（大三島町）	適 水質AA	4月15日	可 水質 B	7月20日	愛媛県
多々羅キャンプ場	適 水質AA	4月15日	適 水質AA	7月20日	愛媛県

水浴場の水質判定基準

項目 判定		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	C O D	透明度
適	水質AA	不検出 (検出限界 2 個/100ml)	油膜が認められない	2mg/l 以下 湖沼は3mg 以下	全透 (水深 1m以上)
	水質A	100 個/100ml 以下	油膜が認められない	2mg/l 以下 湖沼は3mg 以下	全透 (水深 1m以上)
可	水質B	400 個/100ml 以下	常時は油膜が 認められない	5mg/l 以下	1 m未満～ 50cm 以上
	水質C	1, 000 個/100ml 以下	常時は油膜が 認められない	8mg/l 以下	1 m未満～ 50cm 以上
不 適	1, 000 個/100ml を 超えるもの	常時油膜が 認められる	8mg/l 超	50cm 未満	

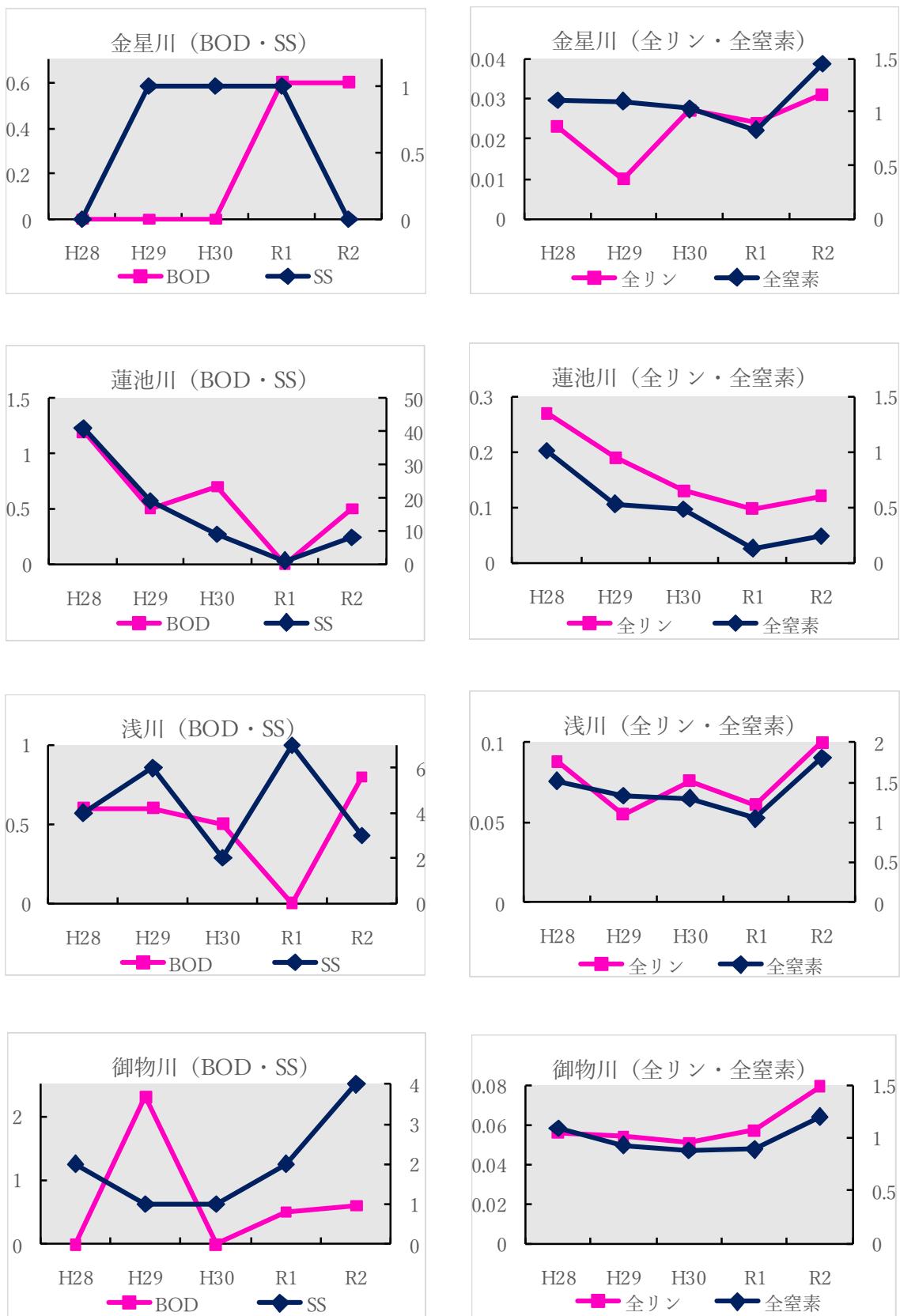
表－5 公共用水域水質測定結果

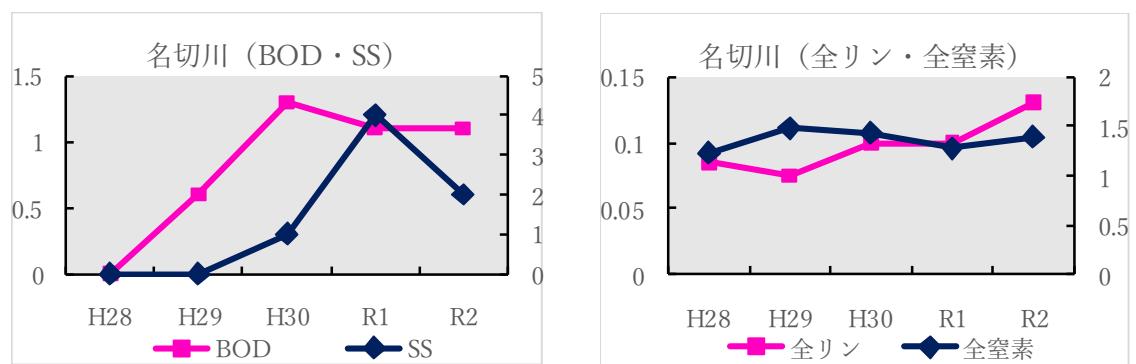
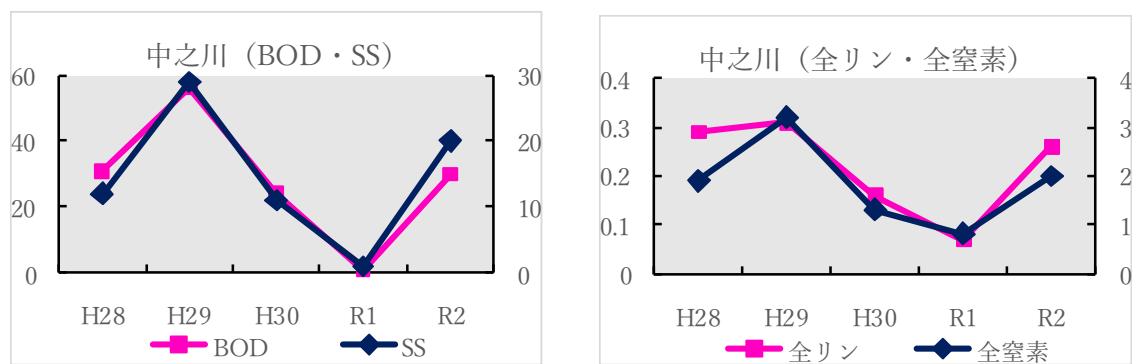
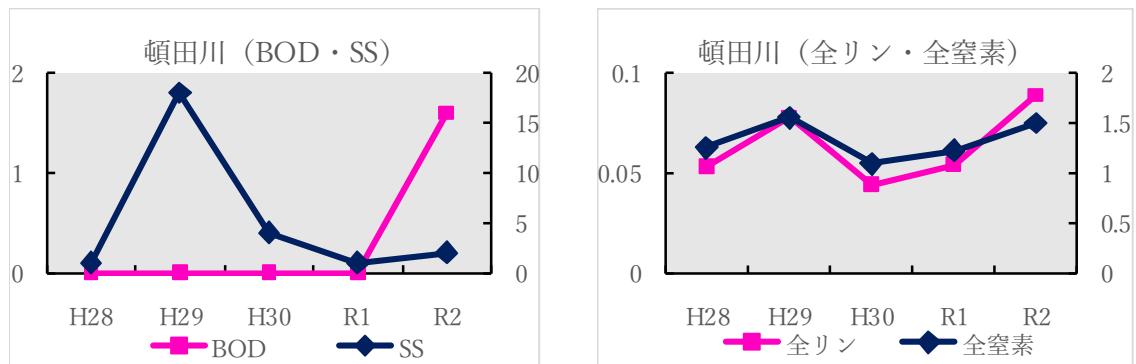
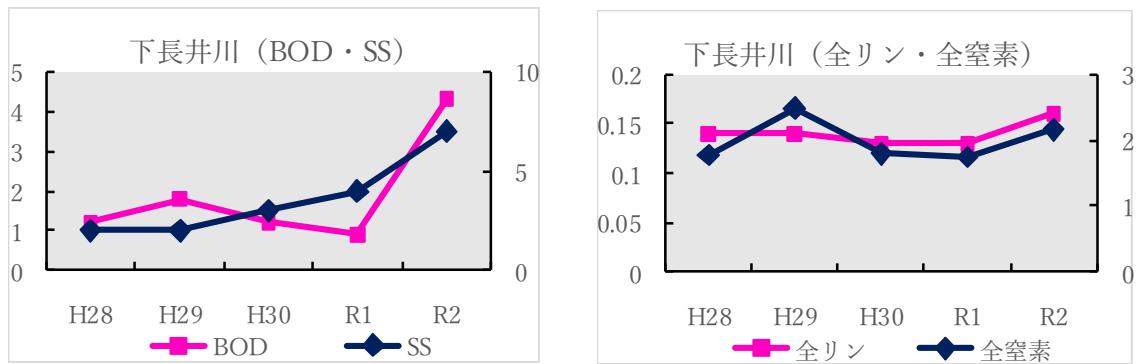
No	測定項目 河川名	p H	B O D mg/l	S S mg/l	全リ ン mg/l	全窒 素 mg/l	大腸菌群 数 MPN/100ml
①	金星川 (旭町2丁目地場産横)	7.9	0.6	1未満	0.031	1.45	7,900
②	蓮池川 (黄金町5蓮池公園前)	7.7	0.5	8	0.12	0.24	11,000
③	浅川 (北宝来浅川水門上流)	7.6	0.8	3	0.1	1.85	24,000
④	御物川 (北鳥生町2-1祇園)	7.6	0.6	4	0.079	1.2	130,000
⑤	下長井川 (喜田村8-2)	7.5	4.3	7	0.16	2.16	24,000
⑥	頓田川 (上徳橋上流)	7.7	1.6	2	0.089	1.5	22,000
⑦	中之川 (枝掘3-1／黄金6-1)	7.7	30.0	20	0.26	2.0	28,000
⑧	名切川 (南高下町3鳥生小東)	7.5	1.1	2	0.13	1.39	49,000
⑨	竜登川 (竜登橋下)	7.2	1.9	12	0.23	1.88	220,000
⑩	大川 (桜井公民館横大川橋)	7.3	1.1	3	0.13	1.72	79,000
⑪	中川 (桜井旧国道 中川橋)	7.6	1.9	5	0.17	1.61	110,000
⑫	蒼社川 (山手橋下)	7.8	0.5未満	3	0.024	0.93	7,900
⑬	品部川 (野間 蓮池北 蓮橋下)	7.9	4.1	8	0.16	2.44	17,000
⑭	有津屋川 (天保山町)	7.4	5.7	7	0.19	1.24	22,000
⑮	養老川 (波方支所前)	8.0	0.8	9	0.22	3.17	79,000
⑯	天満川 (星の浦踏切付近)	7.6	0.9	4	0.099	2.81	70,000
⑰	種川 (亀岡小学校付近)	7.7	1.0	4	0.1	2.34	79,000
⑱	菊間川 (八幡橋付近)	7.7	0.8	14	0.16	4.11	110,000
⑲	大川 (宮窪小学校前)	7.7	0.7	2	0.072	1.34	33,000
⑳	宮浦本川 (本川橋付近)	8.3	0.8	2	0.025	0.35	1,300

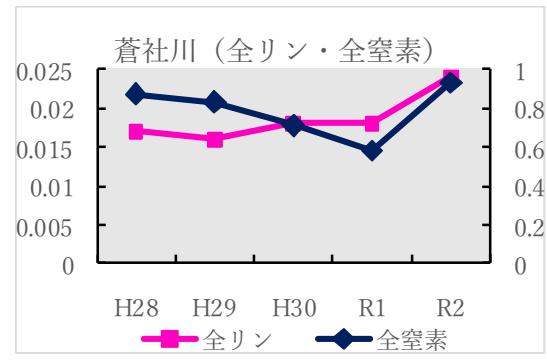
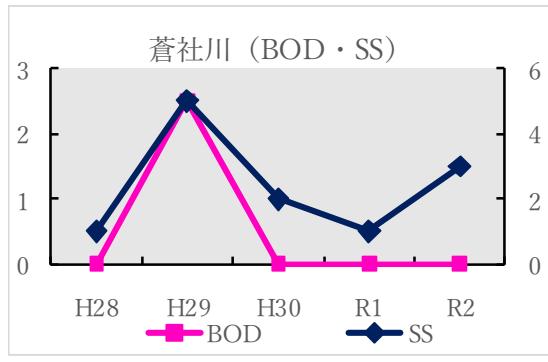
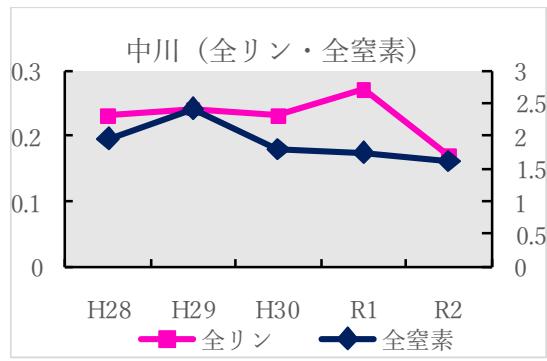
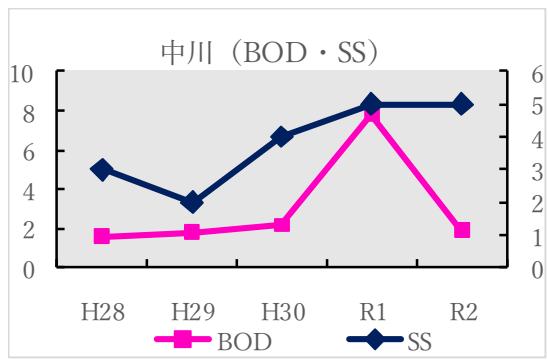
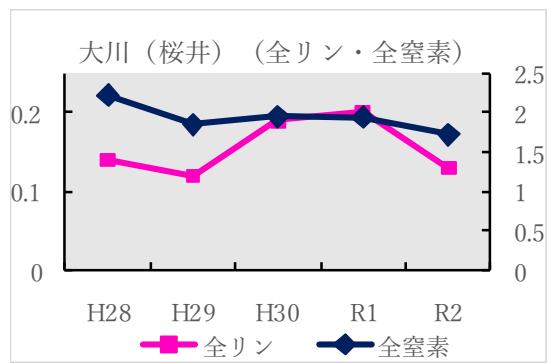
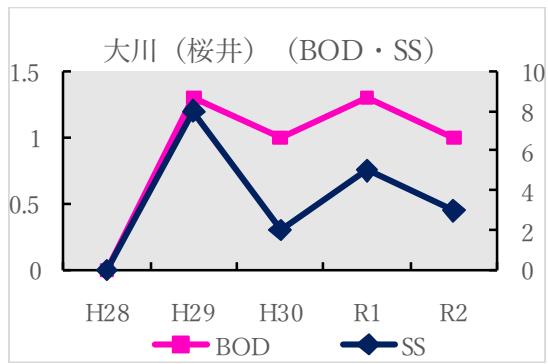
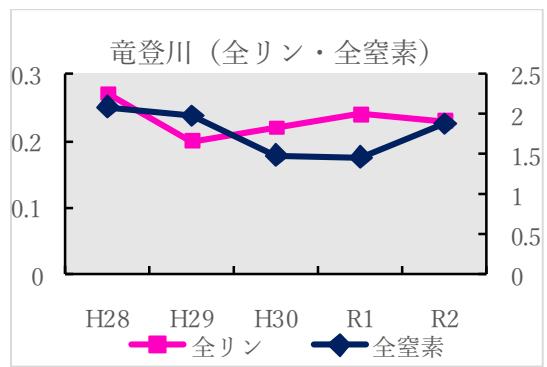
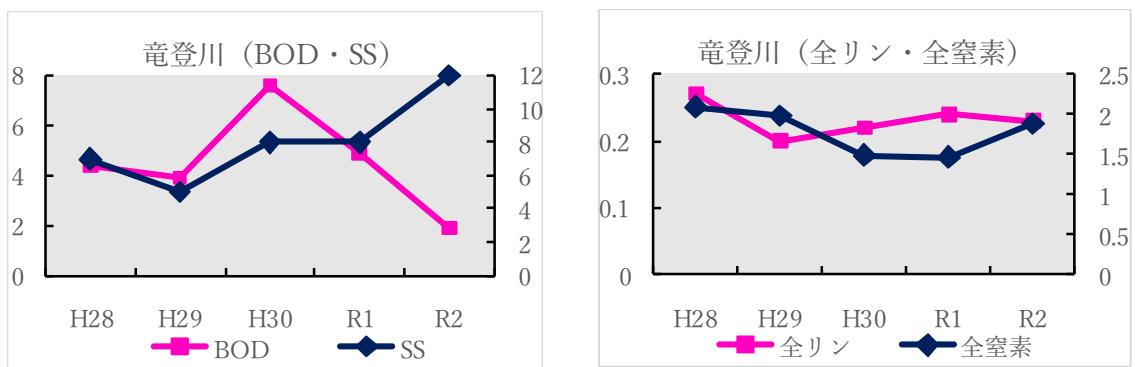
p H : 水素イオン濃度

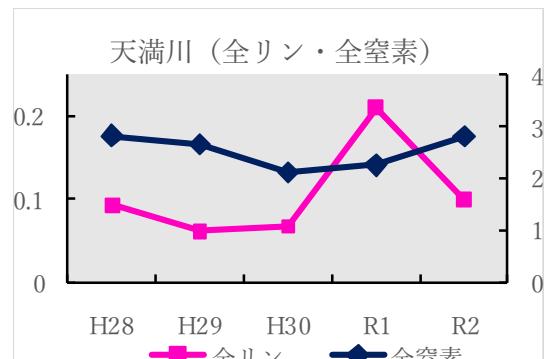
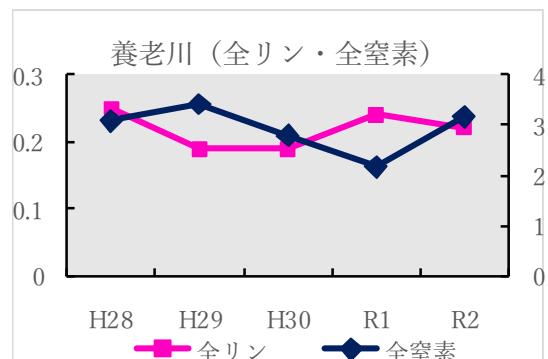
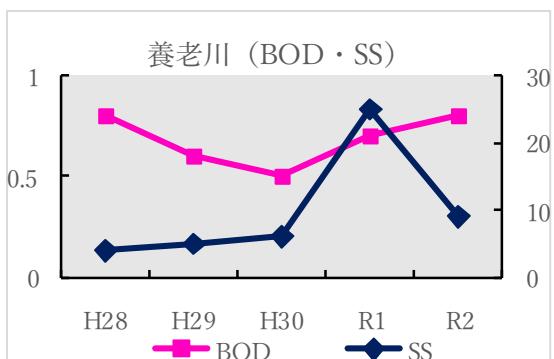
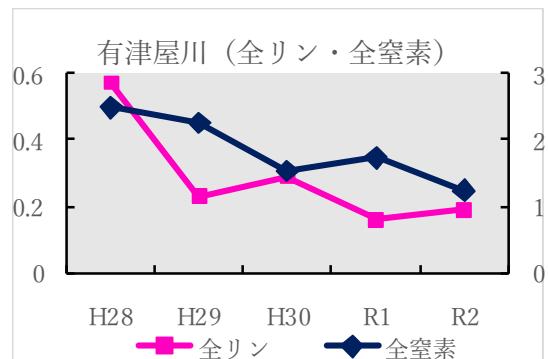
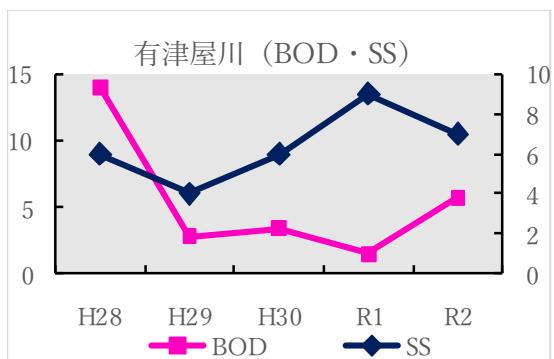
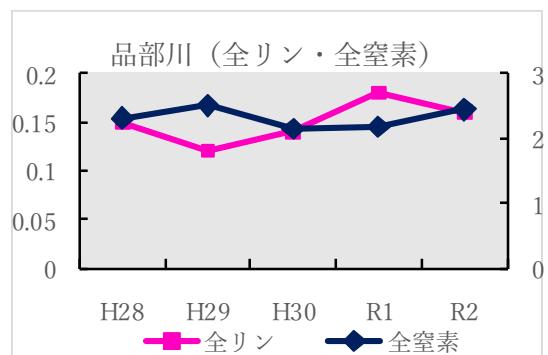
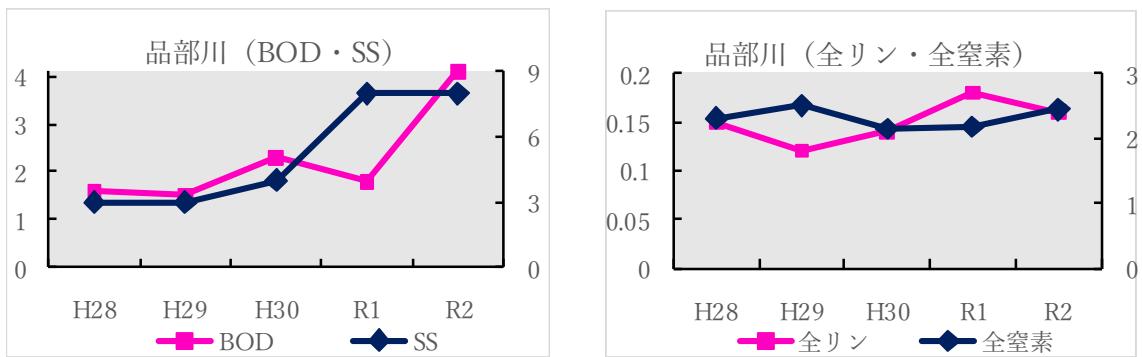
B O D : 生物化学的酸素要求量

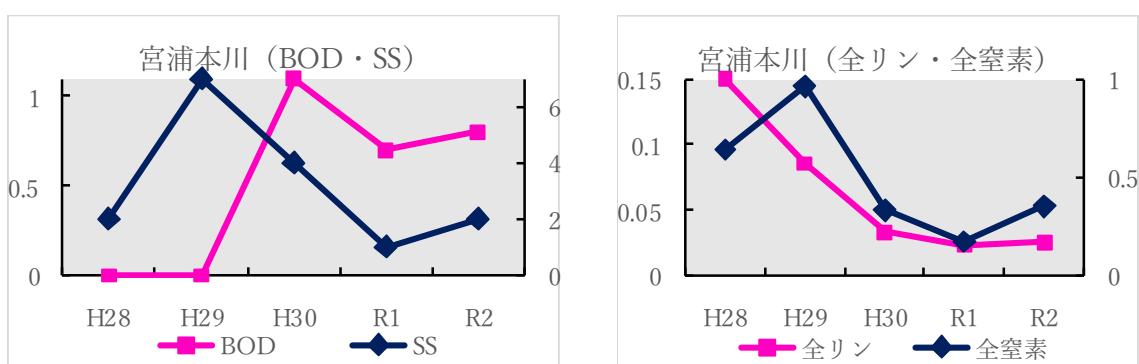
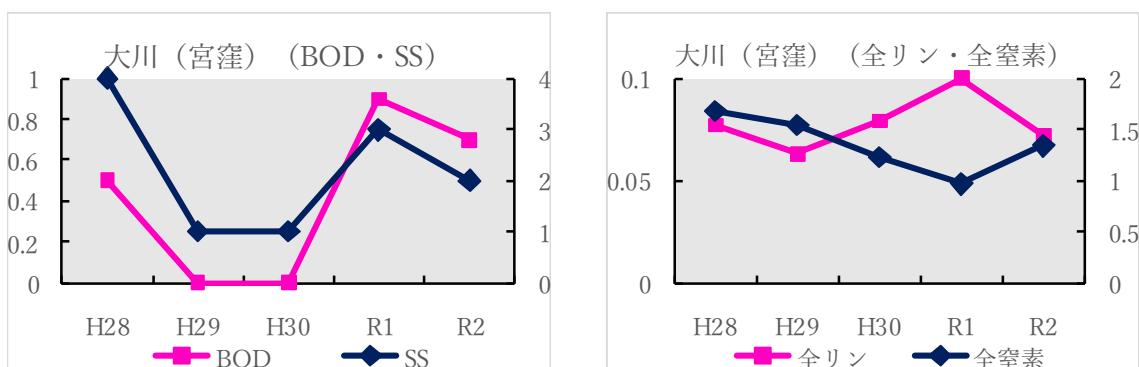
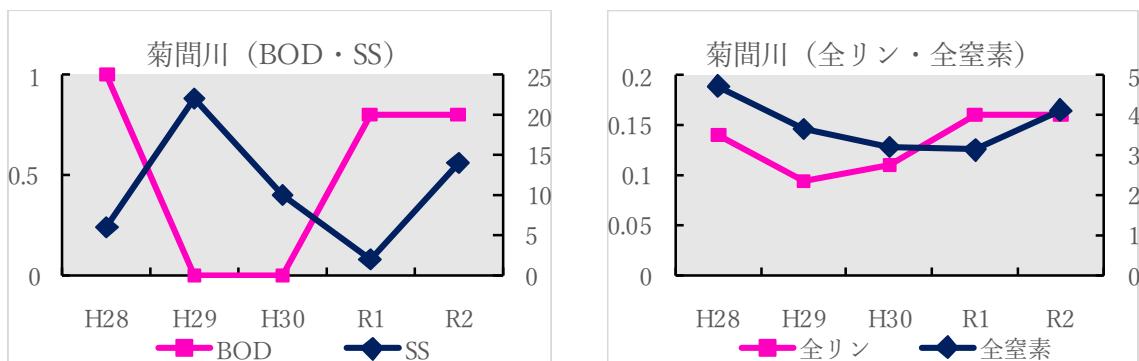
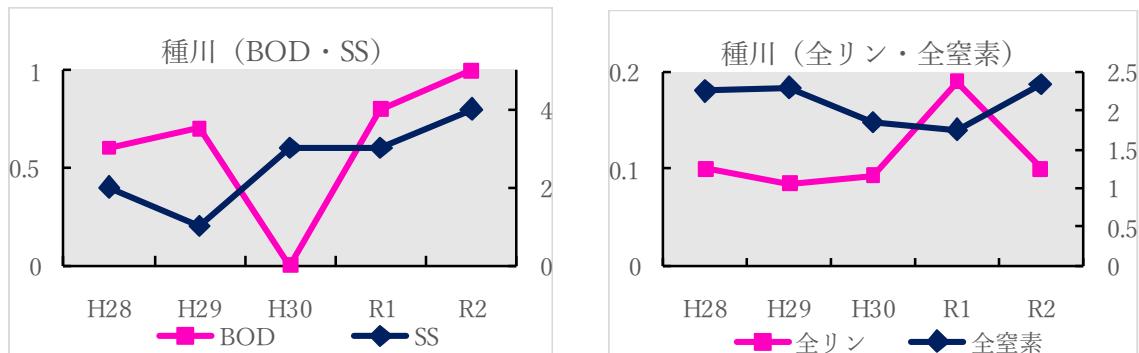
S S : 浮遊物質量











河川（湖沼を除く）の水質判定基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値			
		p H	B O D	S S	大腸菌群数
A A	水道 1 級・自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6. 5 以上	1 mg/l	25mg/l	50MPN/100ml
		8. 5 以下	以下	以下	以下
A	水道 2 級・水産 1 級・水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6. 5 以上	2 mg/l	25mg/l	1000MPN/100ml
		8. 5 以下	以下	以下	以下
B	水道 3 級・水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6. 5 以上	3 mg/l	25mg/l	5000MPN/100ml
		8. 5 以下	以下	以下	以下
C	水産 3 級・工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6. 5 以上	5 mg/l	50mg/l	—
		8. 5 以下	以下	以下	—
D	工業用水 2 級・農業用水・及び E の欄に掲げるもの	6. 0 以上	8 mg/l	100mg/l	—
		8. 5 以下	以下	以下	—
E	工業用水 3 級・環境保全	6. 0 以上 8. 5 以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	—

p H : 水素イオン濃度

B O D : 生物化学的酸素要求量

S S : 浮遊物質量

表－6 水質汚濁防止法等に基づく規制対象事業場数（今治市）

R元年度（R2. 3月末現在） 愛媛県環境白書令和2年版資料3-21

水質汚濁防止法	50m3／日以上	37
	50m3／日未満	321
瀬戸内海環境保全特別措置法	50m3／日以上	19
	50m3／日未満	0
愛媛県公害防止条例		10

4 騒音の現況

事業場、建設現場等から発生する騒音は、騒音規制法及び愛媛県公害防止条例等で規制されています。今治市では、昭和 44 年 10 月 1 日に規制地域が指定され、現在、規制等は愛媛県から今治市に権限移譲されています。また、平成 17 年の合併により、旧町の一部についても規制地域を指定しています。

騒音規制法に基づく規制対象事業場は（表-7）のとおりとなっています。

さらに、環境省が毎年実施している自動車交通騒音実態調査の一環として、市内の幹線道路の数箇所において、騒音測定を実施しています。令和 2 年度は、市内 3 箇所で実施しています。（表-8）

表－7 騒音規制法に基づく規制対象事業場（今治市）

施設の種類	件 数
金属加工機械	44
空気圧縮機及び送風機	85
土石用破碎機等	3
織機	185
建設用資材製造機械	2
穀物用製粉機	11
木材加工機械	65
抄紙機	0
印刷機械	12
合成樹脂用射出形成機	1
鋳型造型機	2
合 計	410

表－8 自動車交通騒音測定結果

測定日：令和3年1月20日～1月21日

測定地点		環境基準類型	評価区間延長(km)	評価区間数(区間)	面的評価（全体）				
					住宅戸数(戸)	昼夜とも基準値以下下(戸)	昼のみ基準値以下(戸)	夜のみ基準値以下(戸)	昼夜とも基準値超過(戸)
県道 今治波方港 線1	全体	B・C 類型	1.1	1	200	200	0	0	0
	近接空間				74	74	0	0	0
	非近接空間				126	126	0	0	0
県道 今治波方港 線2	全体	A・B・C 類型	1.8	1	508	508	0	0	0
	近接空間				176	176	0	0	0
	非近接空間				332	332	0	0	0
市道 宮脇片山線	全体	B・C 類型	1.5	1	447	447	0	0	0
	近接空間				203	203	0	0	0
	非近接空間				244	244	0	0	0

※ 評価区間は道路端から 50m の範囲。うち、近接空間とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路（高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道（4車線以上）、自動車専用道路）の場合は、道路端から 15m の範囲であり、2車線を超える車線を有する幹線を担う道路の場合は、道路端から 20m の範囲のこと。非近接空間とは、近接空間以外の範囲のこと。

- ※ 環境基準類型 A類型：専ら住居の用に供される地域
 B類型：主として住居の用に供される地域
 C類型：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

道路に面する地域の環境基準

地域の区分	基準値	
	昼 間 午前 6 時～午後 10 時	夜 間 午後 10 時～翌午前 6 時
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

幹線交通を担う道路に近接する空間における特例

基準値	
昼 間 午前 6 時～午後 10 時	夜 間 午後 10 時～翌午前 6 時
70 (45) dB 以下	65 (40) dB 以下
個別の居住等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められたときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（括弧内の値）によることができる。	

5 振動の現況

工場振動、建設作業振動等は、振動規制法で規制されています。今治市では、昭和 55 年 3 月末日に規制地域に指定され、現在、規制等は愛媛県から今治市に権限移譲されています。騒音と同様に平成 17 年の合併後、旧町の一部に対しても規制地域を指定しています。

振動規制法に基づく規制対象事業場を（表-9）に示しています。

表-9 振動規制法に基づく規制対象事業場（今治市）

施設の種類	件 数
金属加工機械	29
圧縮機	50
土石用破碎機等	5
織機	185
コンクリートブロックマシン等	4
木材加工機械	7
印刷機械	9
ゴム練用ロール機等	0
合成樹脂用射出形成機	1
鋳型造型機	2
合 計	292

6 悪臭の現況

今治市では、現在、悪臭防止法に基づく規制地域の指定はなく、規制基準も設定されていません。

7 公害苦情

公害苦情受付処理件数を（表-10）に示しています。平成30年度の処理件数は、28件となっており、野焼き等による悪臭が最も多くなっています。

また、都市計画用途地域別に苦情処理件数を集計したものを（表-11）に示しています。

表-10 公害苦情処理件数

種類 年度	大気汚染	水質汚濁	騒 音	振 動	悪 臭	その他	合 計
H23年	3	5	14	0	27	7	56
H24年	4	6	12	1	23	4	50
H25年	3	6	7	0	15	1	32
H26年	0	9	4	2	23	2	40
H27年	2	5	8	2	13	8	38
H28年	1	3	8	0	10	3	25
H29年	1	4	5	0	17	2	29
H30年	0	3	6	1	15	3	28
R元年	1	1	5	0	16	3	26
R2年	0	3	6	0	16	1	26

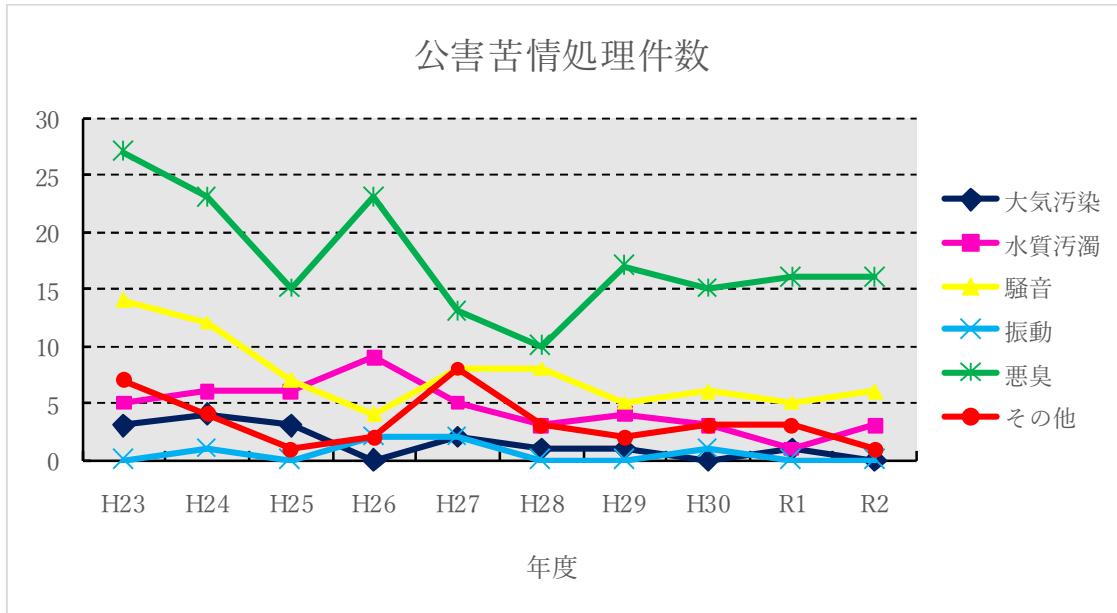
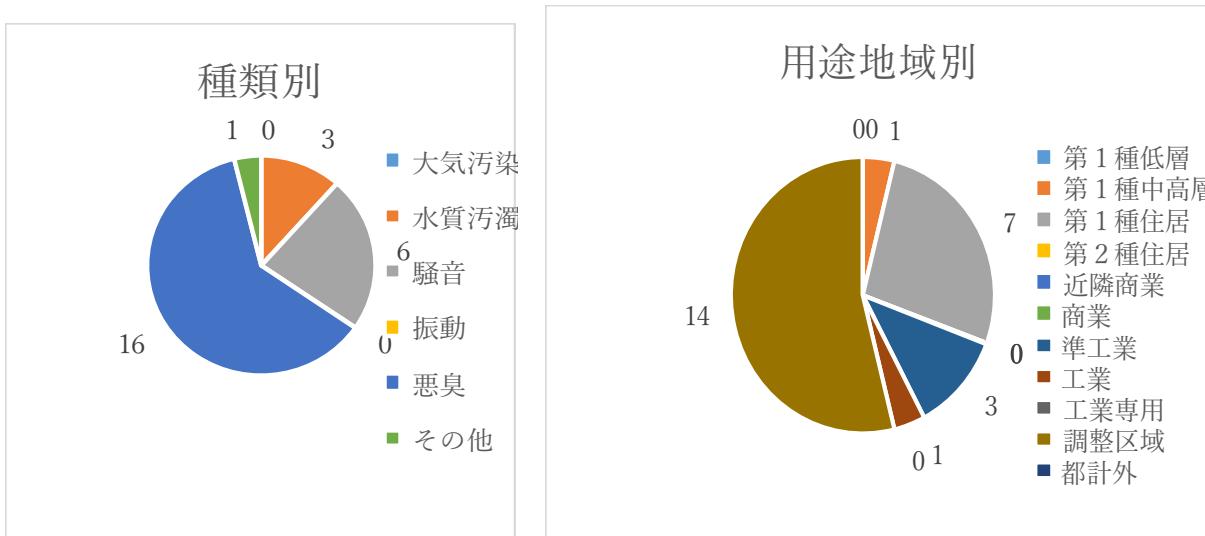


表-11 用途地域別公害苦情処理件数

種類 用途地域	大気 汚染	水質 汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	合計
第1種低層							
第1種中高層					1		1
第1種住居		1	2		3	1	7
第2種住居							
近隣商業							
商業							
準工業			2		1		3
工業					1		1
工業専用							
調整区域		2	2		10		14
都計外							
合計	-	3	6	-	16	1	26

※ 「その他」とは、環境基本法に基づく公害の範疇でないものであり、法律に基づく「公害」とは、環境の保全上の支障の内、事業活動その他の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることをいう。

「悪臭」には、野焼きも含まれている。



8 公害及び環境対策

1) 公害発生源への行政指導等

法令等による規制対象事業場には、関係機関と連携し、適切な指導に努めています。また、事業場等の新規立地に当たっては、適正な土地利用を促進するために住工混在の解消を図るように努めています。

2) 環境保全の啓発等

環境に対する市民の責務と自覚を促し、よりよい環境を創出するというモチベーションを維持していくため、広報誌への記事掲載等、日常的な啓発活動を進めています。

また、平成21年度からは、市民の方が取り組んでいる省エネ、省資源及びリサイクル活動等を募集・表彰し、その事例を共有し、エコの輪を広げ、地球にやさしいまちづくりを推進するために今治エコライフコンテストを実施しています。

平成23年度からは、夏季高温時に室内温度上昇の抑制を図るため、公共施設に緑のカーテンを導入し、身近な温暖化対策の普及を図っています。

3) こどもたちのための環境学習等

こどもエコクラブの地域事務局として、こどもエコクラブへの登録の呼びかけ、クラブのサポート、クラブへの情報提供などを行っています。

4) 住宅用新エネルギー等関連設備設置費補助金制度

個人が住む住宅に燃料電池(エネファーム)や蓄電池を設置した市民の方、また県内の中小工務店等により建築された「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH、通称

ゼッチ)」を新築・購入した市民の方に補助金を交付し、新エネルギー等関連設備利用を積極的に支援することにより、地球環境の保全と市民の環境保全意識の高揚を図り、環境にやさしいまちづくりを推進するための制度です。

令和2年度は、燃料電池8件、蓄電池13件、ZEH23件に対して補助金を交付しました。

9 おわりに

大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害は、法令等の整備による特定発生源の規制、企業ないし公共団体の公害防止施設の整備により、一定の成果を上げてきました。

今日の環境問題は、一つの企業が有害なものを排出するいわゆる産業型公害から、生活排水による水質汚濁などの都市生活型公害や二酸化炭素の排出による地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など、地球規模での取り組みが必要とされるものも問題として認識されるようになってきました。これらの問題の背景には、大量生産、大量消費、大量廃棄といった私たち自身の社会経済活動や生活様式があり、問題を解決するためには、私たちの活動や生活そのものを見直し、社会全体を環境負荷の少ない持続可能なもの（循環型社会）に変えていくことが重要です。

このような状況の中、今治市においても、環境施策の総合的かつ計画的な展開と、様々な立場の人々の主体的な参画の必要性から、平成21年3月に「今治市環境基本計画」を策定しましたが、計画期間の10年間を経過したこと、東日本大震災以降の国等を取り巻く状況の変化や、国の新たな地球温多選化対策などを踏まえ、平成24年3月に策定しておりました「今治市環境配慮推進計画」を内包する形で2019年3月に「第二次今治市環境基本計画」を策定しました。新たな基本計画は、計画期間を2019年4月から2029年3月までを計画期間とし、環境施策の総合的かつ計画的な展開に合わせ、地球温暖化対策や環境に関する取り組みを実施していくこととしております。

現在、今治環境パートナーシップ会議を中心とする推進体制の中で、「今治市の環境を次世代へつなぐための施策」について、市民、事業者、行政等の参画と連携による取り組みの具体的な実施方法の検討、他分野の施策との調整を行い「水と緑に包まれ みんなで環境を想い、保全と継承に取り組むまち今治市」の実現に向け、効率的・効果的な推進を図っているところです。